

訴訟事件の発生について

- 1 事件名 地位確認等請求事件
- 2 訴状送達日 平成 3 1 年 3 月 1 1 日
(第 1 回口頭弁論期日：平成 3 1 年 4 月 1 5 日)
- 3 当事者 原告：甲
被告：世田谷区

4 内容（原告の主な主張）

原告は平成 2 3 年 1 2 月 2 日から平成 2 9 年 4 月まで約 5 年 4 か月、世田谷区立桜丘幼稚園にて事務補助の臨時職員として継続して勤務をしていた。平成 2 9 年 4 月 2 0 日、合理的な理由もなく同月末にて解雇だと告げられ、同月末をもって解雇されたが、本件解雇は無効である。

この間、同僚の事務補助職員と週 2 ～ 3 日、交代で稼働するという勤務形態であったが、書類上は 1 か月交代の雇用契約であるとされ、振り込まれた賃金を同僚と勤務日に応じて按分するという形であった。また、残業手当なども適切に支払われていない。このように、労働実態と乖離する「臨時職員勤務条件明示書兼承諾書」に署名・押印させられることその他労働者としての権利を侵害されたうえに、合理的な理由なく突然解雇されたこと等により多大な精神的苦痛を受けたことによる慰謝料等を請求する。

これらのことから、原告は被告に下記の請求を行う。

- (1) 労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める。
- (2) 本件雇用契約に基づき、平成 2 9 年 5 月からの判決確定の日まで、毎月 1 5 日限り 4 3 , 4 0 0 円及びこれらに対する各支払い期日の翌日から支払い済みまでそれぞれ商法法定利息に基づく年 6 % の割合の金員の支払いを求める。
- (3) 本件労働契約に基づき、未払い残業代金 4 9 , 0 5 0 円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで商法法定利息に基づく年 6 % の割合の金員の支払いを求める。
- (4) 民法 7 0 9 条に基づき、2 , 2 0 0 , 0 0 0 円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで遅延損害金として年 5 % の割合の金員の支払いを求める。
- (5) 訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び上記 (2) 及び (4) について仮執行宣言を求める。